

第1回京丹波町成年後見支援センター運営委員会

日時：令和8年5月18日（月）

午前10時～11時30分

場所：京丹波町役場1階 111・112会議室
及びオンライン（ZOOM活用）

出席者 委員：松田委員長、上田副委員長、川上委員、津田委員、田中委員

オブザーバー：京都家庭裁判所 永島主任書記官

（オンライン出席）京都家庭裁判所 神崎主任書記官

京都府 今井社会福祉士

事務局：健康福祉部総合福祉課：山内課長、小林補佐、堀補佐、中川主任、福井
京丹波町社会福祉協議会：坪次長、山崎係長

1 開会 （山内課長の司会により進行）

2 自己紹介

各委員、オブザーバー、事務局の順に自己紹介

3 開会（委員長あいさつ）

京都弁護士会で高齢者障害者の会の委員長をしていたのですが昨年度で退任となりました。4月からは利用促進担当の副委員長となりましたので今年度は利用促進に特化した形で関わらせていただく形になると思います。引き続きよろしくお願いいたします。

4 協議事項

（1）京丹波町成年後見支援センターの運営状況について

（説明：事務局（堀補佐）資料1説明）

副委員長：権利擁護の相談件数について、去年の倍以上になっているがなにか特別ことをされたのか自然に増えたのか。

事務局：毎年開催している後見の講演会や広報等でお知らせをさせてもらっており、後見センターの知名度が上がってきていると思っています。金融機関も厳しくなっており、認知症や意思決定が難しい方で預貯金等の引き出しが難しい場合はすぐに後見センターにつながるよう金融機関から案内されてきましたという方も多くみられるようになっています。

今まではあまり見られなかった障害者施設からの相談が昨年度は見られました。町内に1箇所あるのですが、入所されている方の親御さんが亡くなられた

り認知症になられたため後見人をお世話になりたいという相談が初めてありました。

委員長 : 今の件で補足ですが、金融機関が窓口で後見人を勧めるようなことがあり、金融機関と包括支援センターの連携が取ればよいが個人情報壁があり、金融機関も本人の同意がないと包括支援センターに情報提供ができない現状がある。

事務局 : 金融機関が見守りネットワークの登録企業になっているため、例えば何度も再発行に来られる方などがあれば社会福祉協議会や包括支援センターに連絡が入っていますので、訪問をさせていただいて様子を確認するなど関わらせていただいている。

副委員長 : 先ほど障害者施設からの相談とあったが、おそらくその方は住所地が他市の方で住所地特例の狭間になっていた方だったと思うが、結局はどうなったのか。

事務局 : 保険者が他市で居住は本町の方です。保険者である市と協議をさせてもらい、保険者の市が最終的に申立てを行うことになりました。

副委員長 : その方は生活保護の関係ではなく、障害関係か。

事務局 : 障害の関係です。

副委員長 : 利用支援事業は申立て支援もあるので、保険者も居住地の市町村も対応してくれない場合どこに持っていけばよいのか分からずすごく困る。今回のケースについては保険者の市がされたということによかった。

事務局 : 保険者の市も要綱では本来対象外とされている状況であるので、今後も毎回協議を行い決めていくことになるのかと思っています。

委員長 : 距離的にも近い市町村同士であるとやり取りも行いやすいが、他県の施設に入所されたなど遠方の方でどちらが申立て支援を行うのかと相談されたこともある。

副委員長 : 申立てと報酬助成をどちらがするのかというのは常に問題となる。報酬助成は厳しいが申立て支援は臨機応変にしてくれている印象。

事務局 : 報酬助成については保険者の市もかなり拒んでおられました。

委員長 : 今後こういう問題がずっと出てくる。そのたびにこの協議が必要になると話が進まず時間がかかってしまう。

事務局 : 市町村ごとに要綱が異なっているため狭間ができてしまうので共通の要綱などができればと思います。

(2) 対応事例について

(説明：事務局（中川主任）資料2 資料説明)

《議事録非公開》

(3) 令和8年度のスケジュールについて

(説明：事務局（福井）資料3 説明)

副委員長 : 権利擁護研修会について、南丹市と亀岡市は次の講座もされるのか。

- 委員長 : 基礎編を南丹市が行う予定でして、初級編については広く広報の意味もあり、いろんな方に参加していただければと呼び掛けている。それよりもさらに詳しく勉強したいという方については、南丹市は市民後見人講座を行うので、その養成講座をすべて受けるのはハードルが高い方も初級編と基礎編だけ受けてみようなどスポットで受講できるような形にしている。初級編は南丹圏域で協力しての開催にしようということになっている。いずれ京丹波町会場ができるのかもしれない。
- 事務局 : なかなか京丹波町単独で行うのはハードルが高く、今回も2名の申込みということで、本人の意向があれば南丹市の基礎編についてもお世話になれたらと思っています。
- 委員 : 支援調整会議についてですが、メンバーは今日のメンバーになるのか、それにまだプラスされるメンバーがあるのか。随時開催とあるが先ほど事例であったような内容を協議するのか、こういった内容が対象となるのか教えていただきたい。
- 事務局 : 町長申立てを行う案件については開催をしたいと思っています。今日の事例のような案件についても開催をすべきだなと思っています。
- 副委員長 : メールなどでも構わない。
- 事務局 : メンバーについては基本的にはこのメンバーになります。
- 副委員長 : 町長申立ても去年1件しているので、申立てをすべき案件かどうかについても、他の中核機関では支援調整会議をされている。
- 委員長 : こういう案件があつて申立てを行おうと考えており、ふさわしい案件かどうか、こういった職種の方がよいかなどの意見を聞かれる。運営委員会でこういった意見が出たと申立書に書いて提出をされる。
- 事務局 : ありがとうございます。受任者調整については課題だと思っていますのでまたご相談させてください。
- 委員長 : 受任者調整はなかなか難しい。職種選定も難しい。理想としてはマッチングがよいが。
- 副委員長 : そこまでは三士会も手が回らない。社会福祉士会だけマッチングがある。
- 委員長 : 対応に悩むような案件があれば、随時相談してもらえば。

(4) その他

●報酬助成制度の改正について

(説明：事務局(堀補佐)資料4説明)

- 委員長 : 基準が明確になるということは専門職になってありがたいこと。
- 委員 : 先ほど説明で報酬助成が1件あったとあったが、要綱が変わる前なのか。
- 事務局 : 改正前に助成を行っています。
- 委員 : もし改正後に申請があった場合は非該当になっていたのか。
- 事務局 : 改正後の申請でも助成の該当になっていました。

●研修案内

委員長 : 6月に京都府主催で社会福祉法改正の研修の案内が来ていると思うが、9月4日に弁護士会でも社会福祉法改正や身寄りのない方の支援をテーマに研修を行う予定。近畿弁護士連合会の研修会が毎年9月に行っており今年は京都で担当のため京都で行う。ハイブリッドでの開催で9月4日の午後。6月の京都府の研修とは切り口を変え内容を変えて行いたいと思っているのでぜひ参加。

委員 : 京都府では、6月に厚生労働省地域共生の室長を招いて研修会を開催。開催の頃には国会で法案が成立しているかなというところ見通している。申立ての実務の問題と社会福祉協議会での日常生活自立支援事業などについても講義いただくのでぜひ参加を。南丹圏域での研修会を取り組むということは画期的なことである。これを全体的に広めていきたいと思っており、各圏域や全体で行うにはどうすればよいか、また皆さんのお力添えをお願いする。

●第2回運営委員会の日程について

第2回運営委員会 1月に開催予定（日程調整は後日）

5 閉会（副委員長あいさつ）

本日のお礼。相談のところにも身寄りのない方の相談が上位に来ていましたが、やはりこれから身寄りのない方の生前の支援・死後の支援も含めて地域にあった形で構築していく必要があると考えています。これからもこの委員会だけでなく、三士会含めいろんな場で京丹波町にあった形について協議できる場が設けられたらいいなと思います。本日はありがとうございました。